

六ヶ所再処理工場に反対し放射能汚染を阻止する全国ネット  
ワーク（阻止ネット）・グリーンコープ共同体共催  
「託送料金訴訟報告会」

電気料金を通じた原発コストの転嫁は「公益」なのか  
—— グリーンコープ託送料金訴訟

2026.1.20

弁護士 小島 延夫

## 問題の所在 説明その1

2017年9月28日に、経済産業省は、  
電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年  
経済産業省令第50号)によって、  
電気事業法施行規則に、

「第2章 電気事業」の「第5節 発電事業」の次に、  
「第5節の2 賠償負担金の回収等」、「第5節の3  
廃炉円滑化負担金の回収等」という節を新たに設け、  
その中において、

「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」に関する規定  
を定め、  
一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則も  
改正した。

## 問題の所在 説明その2

電気事業法施行規則では、

一般送配電事業者が、その接続供給の相手方から、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を、回収し、回収したものを原子力発電事業者に払い渡さなければならない。と規定

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則で、「一般送配電事業者は、一般送配電事業の営業費として、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の額を算定する。」

## 賠償負担金とは？

- ▶ 原子力損害の賠償のために備えておくべきで  
あつた資金であつて、旧原子力発電事業者が平  
成23年3月31日以前に原価として算定する  
ことができなかつたもの
- ▶ 本来、原賠法上、賠償措置を取るべきは、原子  
力発電事業者
- ▶ その実質は、福島第一原発事故の賠償費が膨ら  
んだ中で、その不足分2.5兆円を穴埋めするた  
めに負担を求められたもの。福島第一原発事故  
の損害賠償金に充てられるお金

## 廃炉円滑化負担金とは？

- ▶ 原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金
- ▶ 廃炉会計を前提
- ▶ どう見ても、原子力発電事業のための費用
- ▶ 賠償負担金も、原子力発電事業のための費用

## 法律の委任に基づかない

- ▶ 電気事業法 18条3項は、送電料金（託送料金）は、適正な原価に利潤を追加したものとしている。
- ▶ 電気事業法 18条3項の「原価」は、送配電事業のための原価
- ▶ 送配電事業のための原価といえないものを、託送料金として徴収してはならないはず。
- ▶ 賠償負担金、廃炉円滑化負担金、そのいずれも、原子力発電事業のための費用
- ▶ 法律の改正なく、省令で、それを徴収すると定めるのは、法律の委任の範囲を超える。

# なぜ訴訟を提起したか。

- ▶ もともと、電源開発交付金などを、電気料金で徴収する仕組みがおかしい ということで勉強会
- ▶ しかし、当時は、まだ、規制料金時代（総括原価で電気料金全体が決められる）違法というのは難しい。
- ▶ それが、2017年・2020年からの完全自由化 そこで、突然に、賠償負担金・廃炉円滑化負担金という問題が出てきて、国会に法律が出ると思ったら、法律改正もなく、省令改正だけで徴収が決まった。
- ▶ どう考えても違法 法律の委任の範囲を超える。

# 驚愕の一審判決 原告敗訴

福岡地方裁判所2023年3月22日判決

- ▶ 電気事業法は、託送供給制度を導入した平成11年改正当初から、託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収することを想定しており、（中略）電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を託送料金として回収することを許容する。
- ▶ 賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）は、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用である。

# 控訴審判決も、原告敗訴

福岡高等裁判所2025年2月26日判決

- ▶ 「適正な原価」が「一般送配電事業を行うために必要な原価」に限定されているとまで解することはできない。」
- ▶ 平成11年報告書では、（中略）全ての需要家が公益的課題の成果を享受する主体としてそのために必要な負担を公平に負うことを原則とする旨が記載されている。
- ▶ 平成11年報告書の上記記載は、一般送配電事業者・小売電気事業者間の契約関係を前提に、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を託送料金に含めて回収することを提言する趣旨に解される。
- ▶ 賠償負担金や廃炉円滑化負担金は「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」  
9

# 上告受理申立理由

1. 文理上、法18条3項1号の適正な原価は、一般送配電事業を行うために必要な原価に限定される。
2. 一般原則・慣習法としての原価計算基準その他の会計原則に反し、会社法431条、金融商品取引法193条にも違反する。
3. 平成11年報告書（乙14号証）を誤って解釈し、法18条3項1号の「適正な原価」の趣旨を誤った。
4. 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」ではない。
5. 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を託送料金の原価に含ませるとの判断は、政策的観点からの判断であって、それは経済産業大臣に与えられた権限を超える

# 損 益 計 算 書

2023年4月1日から  
2024年3月31日まで

九州電力送配電株式会社

(単位 百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	647,264	営 業 収 益	698,576
電 気 事 業 営 業 費 用	647,185	電 气 事 業 営 業 収 益	698,446
水 力 発 電 費	265	電 灯 料	9,358
内 燃 力 発 電 費	31,632	電 力 料	20,827
新エネルギー等発電等費	357	地 帯 間 販 売 電 力 料	11,773
地 帯 間 購 入 電 力 料	13,672	他 社 販 売 電 力 料	89,607
他 社 購 入 電 力 料	166,096	託 送 収 益	536,688
送 電 費	87,597	事 業 者 間 精 算 収 益	4,073
変 電 費	38,659	電 气 事 業 雜 収 益	26,117
配 電 費	151,257		
販 売 費	23,573		
一 般 管 理 費	84,946		
賠 償 負 担 金 相 当 金	5,986		
廃 炉 円 滑 化 負 担 金 相 当 金	6,228		
電 源 開 発 促 進 税	30,434		
事 業 税	6,483		
電 力 費 振 替 勘 定 (貸 方)	△ 7		
附 带 事 業 営 業 費 用	78	附 带 事 業 営 業 収 益	130
見 守 り サ ビ ス 事 業 営 業 費 用	78	見 守 り サ ビ ス 事 業 営 業 収 益	130
営 業 利 益	( 51,312 )		
営 業 外 費 用	11,699	営 業 外 収 益	1,886
財 务 費 用	10,171	財 务 収 益	112

- ▶ 原価計算基準その他の会計原則は、その経緯から、英米法的な慣習法としての効力を持つものとして、企業における会計の慣行のうちから一般に公正妥当と認められるところを要約して設定
- ▶ 旧商法32条、現行の会社法431条
- ▶ 金融商品取引法193条「貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従つて内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。」
- ▶ 電気事業会計規則も「一般に公正妥当であると認められる会計の原則によって会計を整理すべき」

# 新たなる危機

- ▶ 現在、新たに、省令改正だけで、原子力発電の新規建設コストなど発電事業のコストを、託送料金に含まれて徴収することを経済産業省は企図
- ▶ 電力自由化の前提が壊れかねない。
- ▶ 電力自由化は、発電事業者間の競争によって、発電コストを下げていくなど、より効率的な電力供給と効率化による可能な限りの電力料金の引下げを目指す。
- ▶ 送電料金は、送電にかかる費用のみ ①
- ▶ 発電コストは発電事業者が負担 発電事業者平等 ②
- ▶ というのが大原則

# 電力自由化の前提が壊れる、原発優遇

- ▶ 原子力発電の新規建設コストなど発電事業のコストを、託送料金に含ませて徴収することは、電力自由化の前提を破壊することになりかねない。

発電事業者間の競争が成り立たなくなる=電力自由化が機能しない。長年電力自由化を進める中心の一人として政府の委員を務め、初代の電力ガス取引監視委員会の委員長を務めた八田達夫氏「電力自由化を進めるためには、発電事業者に生じたコストはその発電事業者自身に負担させる「発電費用自己負担の原則」が不可欠である。」と述べている（2024年10月八田意見書11頁）

# 何が問題か

- ▶ 議会制民主主義をないがしろにする。
- ▶ 原発は高コストであるということを覆い隠す。  
(他方で、原発は安い電力と宣伝)
- ▶ 再エネが入りにくい状況を作り出す  
(九州の現状 頻発する出力停止)

# 資料の所在

- ▶ 判決・準備書面その他は、以下から取ることが可能
- ▶ <https://www.greencoop.or.jp/takuso-ryokin/soshokeikahokoku/>
- ▶ 是非とも、書面などを読んでください。